

# 令和3年産における主食用米の生産目安の設定方針について

令和2年11月24日  
千葉県農業再生協議会

中長期的な「コメ離れ」や新型コロナウイルスの影響による業務用米の販売不振などにより、米の需給緩和の懸念が高まっていることから、国は、令和3年産の主食用米の適正生産量について、令和2年産よりも大幅に少ない693万トンと提示したところである。

これを踏まえ、千葉県農業再生協議会が設定する本県の令和3年産米の生産目安は、全国の適正生産量693万トンに本県の需要実績シェア4.041%を乗じた280,041トン（面積換算51,478ha）とする。

表 直近年における生産数量目標／生産目安の推移

項目	国から提供された 生産数量目標		協議会が設定する生産目安				
	H28年産	H29年産	H30年産	R1年産	R2年産	R3年産	
千葉県	生産目安 (ト)	-	-	259,913	270,183	282,492	280,041
	生産数量目標 (ト)	243,864	241,239	-	-	-	-
	前年差 (ト)	▲2,626	▲2,625	18,674	10,270	12,309	▲2,451
	前年比 (%)	98.9	98.9	107.74	103.95	104.56	99.13
	面積換算値 (ha)	45,582	45,091	48,311	50,034	52,120	51,478
	前年差 (ha)	▲488	▲491	3,220	1,723	2,086	▲642
全国	生産量 (ト)	-	-	7,350,000	7,180,000 ～7,260,000	7,080,000 ～7,170,000	6,930,000
	生産数量目標 (ト)	7,430,000	7,350,000	-	-	-	-
	前年差 (ト)	▲80,000	▲80,000	-	▲170,000 ～▲90,000	▲90,000 ～▲100,000	▲150,000
	前年比 (%)	▲1.1	▲1.1	-	▲2.3～▲1.2	▲1.4～▲1.2	▲2.1
	面積換算値 (ha)	1,400,000	1,390,000	-	-	-	-
	前年差 (ha)	▲20,000	▲10,000	-	-	-	-

本県の生産目安において、平成29年産まで国が生産数量目標の配分に用いていた本県産米のシェアと実際の需要実績のシェアがかけ離れていたことから、この差を3年間で解消するための調整措置を図ってきたため、この期間における生産目安は増加した経過がある。

## 【千葉県農業再生協議会における生産目安の設定について】

平成30年以降、国から県に対する米の生産数量目標の配分が廃止され、本県では、平成29年3月14日開催の第39回千葉県農業再生協議会通常総会において、『千葉県における平成30年産以降の「需要に応じた生産」取組方針』を策定した。

これに基づき、県協議会が地域農業再生協議会（未設置の場合は市、以下「地域協議会等」という。）に対し、主食用米の生産目安を提示することとしている。

## 県から各地域への生産目安の設定（算定方法）

県協議会が地域協議会等に提示する生産目安は、以下の手順により設定する。

- (1) 自家消費・縁故米相当数量として、各地域協議会等の農家戸数に一律 10 アールを乗じ、さらに、市町村別の 10 a 当たり単収（平成 25～令和元の 7 中 5 平均）を乗じて得られた数量を配分する。
- (2) 種子生産・確保相当数量として、種子生産計画に基づき生産・確保された、主食用米向けの種子生産量（平成 29～令和元の 3 か年平均）を配分する。
- (3) 需要に応じた生産数量として、地域協議会等に照会・把握した令和 2 年産主食用米の事前契約数量を配分する。
- (4) 県全体の生産目安から、(1)～(3)の合計値を差し引いた残量を、地域協議会等の令和 2 年 10 月現在の水田台帳面積の割合に応じて配分する。
- (5) 令和 2 年産米における市町村別の生産目安から大きくかい離することのないよう、以下により調整し、前年比 95.85～100.00%の間で設定する。
  - ア (1)～(4)の合計値が前年比 100%以上となった場合、前年と同じ数量を配分する。
  - イ (1)～(4)の合計値が前年比 95.85%以下となった場合、前年比 95.85%に当たる数量を下限とする。

